

富士宮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 19年度の人件費率
20年度	人 124,385	千円 31,065,920	千円 1,692,104	千円 6,450,285	% 20.8	% 22.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 645	千円 2,547,884	千円 370,215	千円 1,149,484	千円 4,067,583	千円 6,306	千円 6,766

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数である。

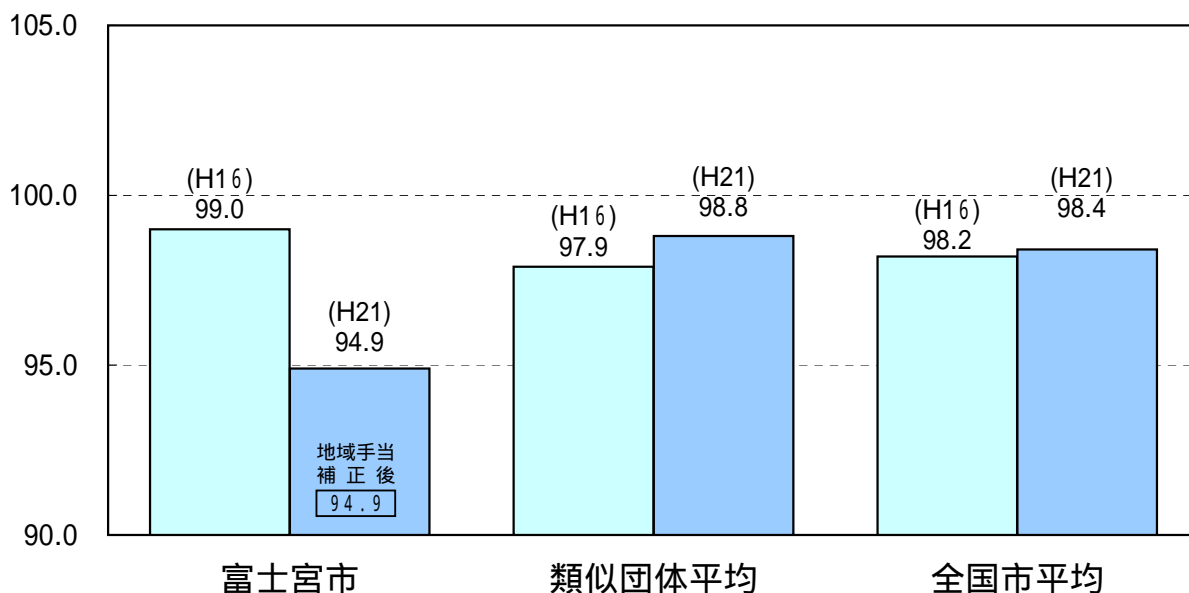
(3) 特記事項

特別職(市長、副市長)及び教育長の給料について 平成18年1月1日から平成19年3月31日までの間及び平成19年7月1日から平成23年3月31日までの間、市長の給料25%、副市長及び教育長の給料20%のカットを実施

議員の議員報酬について 平成18年1月1日から平成19年3月31日までの間及び平成19年7月1日から平成23年3月31日までの間、6%のカットを実施

一般職の行政職給料表適用職員(指導主事を除く)について 平成18年1月1日から平成23年3月31日までの間、給料6%、管理職手当20%のカットを実施。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成21年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士宮市	44.4 歳	336,479 円	400,980 円	369,734 円
静岡県	42.8 歳	354,419 円	453,547 円	395,215 円
国	41.5 歳	325,521 円		391,770 円
類似団体	43.8 歳	340,432 円	415,455 円	383,670 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富士宮市	47.0 歳	35 人	305,438 円	342,128 円	324,909 円				
うち用務員	47.7 歳	5 人	318,923 円	344,956 円	337,755 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.61
うち学校給食員	47.6 歳	19 人	310,368 円	338,103 円	329,882 円	調理士	42.1 歳	253,100 円	1.34
静岡県	51.4 歳	329 人	354,419 円	394,887 円	374,191 円				
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円		322,737 円				
類似団体	48.6 歳	92 人	309,791 円	359,635 円	343,012 円				

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	富士宮市 (C)	民間 (D)	C / D
富士宮市			
うち用務員	5,777,772 円	3,008,200 円	1.92
うち学校給食員	5,653,336 円	3,423,600 円	1.65

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士宮市	40.5 歳	306,350 円	402,505 円	334,059 円
国	42.6 歳	378,895 円		447,298 円
類似団体	39.2 歳	305,698 円	416,056 円	346,045 円

福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士宮市	43.3 歳	327,389 円	360,620 円	345,686 円
国	39.6 歳	316,871 円		360,094 円
類似団体	41.1 歳	312,926 円	359,657 円	343,428 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		富士宮市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	168,072 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,812 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,830 円	141,900 円	137,200 円
	中学卒	127,464 円	129,200 円	129,200 円

(注)富士宮市は、6%減額後の金額

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		経験年数 10～14年	経験年数 15～19年	経験年数 20～25年
一般行政職	大学卒	262,875 円	310,463 円	350,227 円
	高校卒		273,434 円	316,937 円
技能労務職	高校卒	*	231,961 円	307,443 円
	中学卒		*	

(注)6%減額後の金額

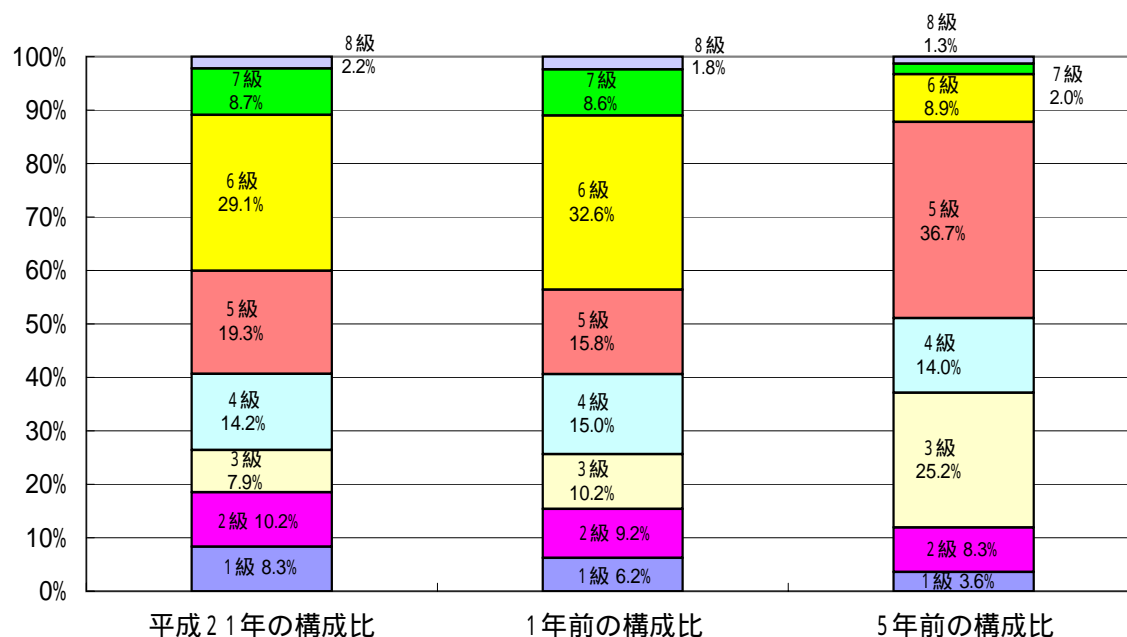
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長・次長	11 人	2.2 %
7 級	課長	43 人	8.7 %
6 級	主幹	143 人	29.1 %
5 級	係長・主任主査	95 人	19.3 %
4 級	特に高度の知識及び経験を必要とする主査	70 人	14.2 %
3 級	主査	39 人	7.9 %
2 級	主事・技師	50 人	10.2 %
1 級	事務員・技術員	41 人	8.3 %

(注) 1 富士宮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年4月1日に給料表の切替えを実施している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年4月1日を基準として、勤務成績が良好以上の職員について4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては3号給、55歳以上の職員については2号給)を標準として上位の号給に昇給させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士宮市		静岡県		国	
1人当たり平均支給額(20年度) 1,752 千円		1人当たり平均支給額(20年度) 1,856 千円			
(21年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分		(20年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75)月分		(20年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当算定の基礎となる在職期間中に休暇、休職等の期間がある職員は、規則に定めるところによりその勤務した期間に応じた期間率を乗じた支給率により支給する。
当該全期間にわたり勤務の実績がない場合は、休暇等の事由にかかわらず勤勉手当は支給しない。

(2) 退職手当(平成21年4月1日現在)

富士宮市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	1,771 千円	27,083 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		170,260 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		153,387 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市全域	3%	1,110 人	3%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
市全域	3%	3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		289,360 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		511,237 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)		51.0%	
手当の種類(手当数)		24	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
普通税務手当	収納課、市民税課、資産税課職員	税の賦課、徴収、滞納整理業務	月額3,500円
特別税務手当	収納課、市民税課、資産税課職員	滞納処分、犯則事件の取締に従事し、身体に危害を受けるおそれのあるとき	1件当たり300円
福祉業務手当	福祉事務所勤務職員(身体障害者福祉司、知的障害者福祉司及び社会福祉法第15条第1項第1号又は第2号に掲げる職員)	指導保護等の業務	月額3,500円
保育業務手当	市立保育所に勤務する保育士等	保育業務	月額3,500円
心身障害児保育業務手当	市立あすなろ園に勤務する職員	心身障害児保育業務	月額4,500円

医務手当	市立病院医師	診療、検疫、救護その他保健指導業務	<p>1 次の(1)及び(2)の合計額</p> <p>(1)職務に応じた額(月額) 院長 350,000円 副院長 250,000円 診療部長 230,000円 診療技術部長 230,000円 診療部の科長 200,000円 診療技術部の科長 170,000円 診療部の医長 170,000円 医員 130,000円</p> <p>(2)入院収益及び外来収益の合計額から材料費を差し引いた額の100分の2を医師数で除して得た額</p> <p>2 救急の外来患者収容当番日に勤務する者は、次に掲げる額(その勤務時間が5時間に満たない場合にあつては2分の1の額) 午前8時30分～午後5時15分 25,000円 午後5時15分～翌日の午前8時30分 15,000円</p> <p>3 正常分娩に従事した者は、1件につき 30,000円</p>
放射線作業手当	市立病院に勤務する職員	エックス線の照射、撮影又は有害放射線の照射、測定業務	診療放射線技師 月額 10,000円 補助者 作業1回につき 2時間以上 250円 2時間未満 125円
病原体検査手当	市立病院臨床検査科職員	化学、細菌、病理検査等業務	臨床検査技師及び補助者 月額 10,000円
薬剤業務手当	市立病院薬剤部職員	薬剤業務	月額 10,000円
病棟等勤務手当	市立病院の病棟等勤務の職員	患者の看護、患者に接する業務、その他危険な業務	助産師、看護師等 月額 10,000円 栄養士、理学療法士、臨床工学技士、作業療法士、言語聴覚士、ボイラー技士、用務員等 月額 9,500円 上記以外の職員 月額 5,000円
深夜手術手当	市立病院医療職職員	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に行われる手術業務	手術料収入額の100分の20の額(ただし、1回の手術料金33,500円以上又は社会保険診療報酬点数3,350点以上のときに限る)を、執刀医師100分の50、補助医師100分の25、介助の看護師100分の25(補助医師がない場合は100分の50)の割合で配分し、それぞれ等分した額

夜間看護手当	市立病院の病棟等勤務の看護職員	正規勤務時間が深夜に行われる看護等の業務	深夜勤務時間が2時間以上の場合 勤務1回につき3,300円 深夜勤務時間が2時間未満の場合 勤務1回につき2,000円
死体処置手当	市立病院看護職員	死体処置業務	1体につき 1,000円
解剖介助手当	市立病院臨床検査科職員	死体解剖の介助業務	1体につき 2,000円
感染症防疫作業手当	生活環境課職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救済又は感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業	日額 400円
火葬業務手当	富士宮聖苑職員	火葬業務	火葬業務 1体につき 300円 霊さゆう自動車運転業務 1体につき 100円
家畜類等死体取扱作業手当	生活環境課職員	家畜類等の死体の取扱作業	1件につき 200円
家畜伝染病防疫作業手当	農政課職員	家畜の伝染病の防疫の業務、身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取扱う業務	日額300円
有害薬品取扱手当	生活環境課職員	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取扱う業務	日額200円
行旅病人取扱手当	職員	行旅病人の収容作業	1件につき 1,000円 (午後6時から翌日午前6時までの場合は1,500円)
行旅死亡人取扱手当	職員	行旅死亡人の収容作業	1件につき 3,500円 (午後6時から翌日午前6時までの場合は5,000円)

公共土木施設災害応急作業手当	土木業務従事職員	(1) 市が管理する河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業のための災害状況調査	(1)、(2)の巡回監視 日額300円 (1)、(2)の応急作業等 日額450円 (3)の作業 日額450円の範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額 ((1)、(2)、(3)の作業が夜間(日没時から日出時までの間)に行われた場合にあっては、それぞれの額にその100分の50に相当する額を加算した額)
		(2) 市が管理する道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し若しくは発生するおそれがあるため道路法第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間の道路若しくはその周辺において重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等	
		(3) 市が管理する河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で市長が前2号に掲げる作業に相当すると認めるもの	
用地交渉業務手当	用地交渉実施課職員	現地において公共の用に供する土地の取得又は取得に伴う物件の移転の交渉業務	日額250円
終末処理場作業手当	星山浄化センター、山本ポンプ場職員	下水処理設備における作業	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	285,917	千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	310	千円
支給実績(19年度決算)	356,293	千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	373	千円

(6) その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 ・配偶者がいない場合のうち1人目 月額11,000円 ・その他の場合 月額 6,500円 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 子1人につき 月額5,000円加算	同 じ	-	100,957 千円	227,893 円
住 居 手 当	[借家・借間居住者] 支給対象者 月額9,000円を超える家賃を 支払っている職員 全額支給限度額 10,000円 2分の1加算限度額 17,000円 最高支給限度額 27,000円 [自宅居住者で世帯主] 支給額 6,700円	異なる	国の内容 [借家・借間居住者] 支給対象者 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額は富士宮市と同じ [自宅居住者で世帯主] 新築又は購入後5年間支給 支給額 2,500円	72,468 千円	142,653 円

<p>通勤手当</p>	<p>[交通機関等利用者] 全額支給限度額 55,000円 に55,000円を超える額の2 分の1を加算</p> <p>[交通用具使用者] 片道が 0km ~ 2km 無し 2km ~ 4km 6,400円 4km ~ 6km 8,200円 6km ~ 8km 9,600円 8km ~ 10km 11,400円 10km ~ 12km 13,200円 12km ~ 14km 14,700円 14km ~ 16km 16,200円 16km ~ 18km 17,300円 18km ~ 20km 18,400円 20km ~ 25km 19,900円 25km ~ 30km 21,100円 30km ~ 35km 22,300円 35km ~ 40km 23,500円 40km ~ 45km 24,700円 45km ~ 50km 25,900円 50km ~ 55km 27,100円 55km ~ 60km 28,300円 60km ~ 29,500円 は、平成17年度に廃止</p> <p>[併用者(交通機関と交通用具)] 全額支給限度額 55,000 円に55,000円を超える額 の2分の1を加算</p>	<p>異なる</p>	<p>国の内容</p> <p>[交通機関等利用者] 最高支給限度額 * 55,000円</p> <p>[交通用具使用者] 片道が 5km未満 2,000円 5 ~ 10km 4,100円 10 ~ 15km 6,500円 15 ~ 20km 8,900円 20 ~ 25km 11,300円 25 ~ 30km 13,700円 30 ~ 35km 16,100円 35 ~ 40km 18,500円 40 ~ 45km 20,900円 45 ~ 50km 21,800円 50 ~ 55km 22,700円 55 ~ 60km 23,600円 60km ~ 24,500円</p> <p>[併用者(交通機関と交通用具)] 最高支給限度額 * 55,000円</p> <p>* 新幹線等 利用者は 20,000円を限度 に加算有り</p>	<p>92,598 千円</p>	<p>107,174 円</p>
<p>管理職手当</p>	<p>管理又は監督の地位にある者(行政職は6級~8級)に月額26,240円~58,240円</p>	<p>異なる</p>	<p>国の内容</p> <p>[俸給の特別調整額] 1種~5種及び本省庁課長補佐等に34,400円~139,300円</p>	<p>53,400 千円</p>	<p>550,518 円</p>
<p>単身赴任手当</p>	<p>公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、住居からの通勤が困難と認められ、単身で生活することを常況とする職員 月額23,000円</p>	<p>同じ</p>	<p>-</p>	<p>1,438 千円</p>	<p>287,600 円</p>

宿日直手当	宿日直勤務1回につき 医師以外の職員 5,400円 医師 15,000円 医療待機宿日直勤務1回につき 医師以外の職員 2,200円 医師 6,500円	異なる	国の内容 勤務1回につき 医師以外の職員 4,200円 医師 20,000円	41,723 千円	393,610 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間勤務する職員に、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25	同じ	国の名称は夜勤手当	33,520 千円	153,763 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受けている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合、勤務1回につき8,000円～12,000円(勤務時間が6時間を超える場合は100分の150を乗じた額)	一部異なる	国の内容 勤務1回につき 4,000円～12,000円	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	698,250 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,075,000 円 / 698,300 円	
	副 市 長	(931,000 円) 588,000 円 (735,000 円)	883,000 円 / 588,000 円	
報 酬	議 長	465,300 円	700,000 円 / 465,300 円	
	副 議 長	(495,000 円) 414,540 円	660,000 円 / 414,500 円	
	議 員	(441,000 円) 395,740 円 (421,000 円)	620,000 円 / 395,700 円	
期 末 手 当	市 長	(21年度支給割合)		
	副 市 長	4.4 月分 (給料月額に20%を加算した額を基礎額とする)		
退 職 手 当	議 長	(21年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.4 月分 (給料月額に20%を加算した額を基礎額とする)		
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額 × 378/100 × 在職年数	14,076,720 円	退職時
		給料月額 × 252/100 × 在職年数	7,408,800 円	退職時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(人)

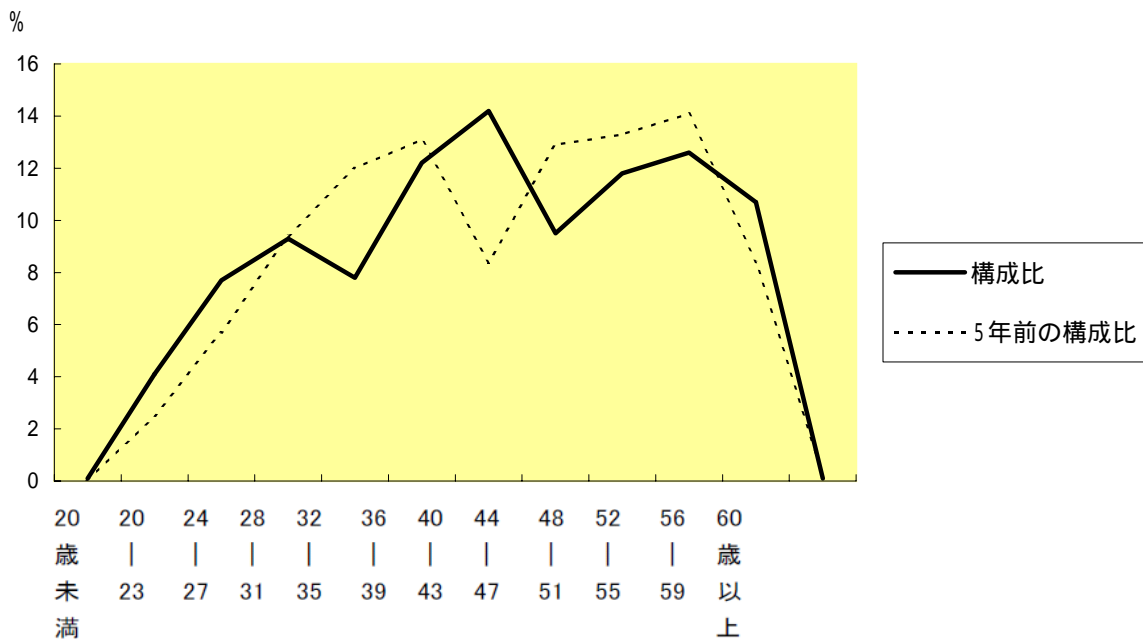
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成20年	平成21年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	事務量の見直し 欠員補充 事務量の見直し 事務量の見直し 欠員不補充 業務強化
		総務	142	139	3	
		税務	50	51	1	
		農林水産	31	30	1	
		商工	12	12	0	
		土木衛生	80	79	1	
	民生衛生	160	159	1		
	衛生	50	52	2		
	計	534	531	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.79 人)	
	教育部門	111	108	3	事務量の見直し	
	小計	645	639	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.33 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.60 人)	
公営企業等部門	病院	405	406	1	業務強化	
	水道	27	26	1	事務量の見直し	
	下水道	22	21	1	事務の統廃合縮小	
	その他	39	40	1	業務強化	
	小計	493	493	0		
合計		1,138	1,132	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.01 人	
		[1,169]	[1,169]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	46人	87人	105人	88人	138人	161人	107人	133人	143人	121人	1人	1,131人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1,196人	1,107人	89人	7.4%

(参考)定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	123人 14.5%

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区 分		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	17年～22年	(参考)
部 門		計画始期	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	計	数値目標
一般行政	職員数	598	576	548	534	531		521
	増 減		22	28	14	3	67 (87.0%)	77
教 育	職員数	124	118	113	111	108		118
	増 減		6	5	2	3	16 (266.7%)	6
公営企業	職員数	474	467	495	493	493		468
	増 減		7	28	2	0	19 (316.7%)	6
計	職員数	1,196	1,161	1,156	1,138	1,132		1,107
	増 減		35	5	18	6	64 (71.9%)	89

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
20年度	1,454,847	245,601	232,613	16.0	17.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	27	122,265	19,626	55,863	197,754	7,324

(参考)水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,780

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

一般職の職員と同様に、企業職員についても、平成18年1月1日から平成23年3月31日までの間、給料6%、管理職手当20%のカットを実施。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士宮市	47.7 歳	401,332 円	583,408 円
団体平均	42.3 歳	367,107 円	573,212 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士宮市	富士宮市(企業職員以外)	団体平均
1人当たり平均支給額(20年度) 2,079 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,742 千円	1人当たり平均支給額 (20年度) 1,753 千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

富士宮市				富士宮市（企業職員以外）				団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		1人当たり 平均支給額 18,600 千円
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			
1人当たり平均支給額	該当なし	該当なし		1人当たり平均支給額	1,771 千円	27,083 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績（20年度決算）		4,101 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）		151,870 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市全域	3%	26人	3%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
市全域	3%	3%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成20年度決算）		44 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）		21,900 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）		7.7%	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害薬品取扱手当	水道部職員	塩素を取扱う業務	日額200円
業務手当	水道部職員	水道料金の滞納処分による給水停止業務又は路上止水栓操作業務	1件当たり300円 ただし、1月の合計額が3,500円を超えるときは、月額3,500円
用地交渉業務手当	水道部職員	用地交渉業務	日額250円

オ 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	5,166 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	215 千円
支給実績（19年度決算）	4,444 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	165 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	4の(6)に同じ	同		4,441 千円	222 円
住居手当	4の(6)に同じ	同		2,083 千円	123 円
通勤手当	4の(6)に同じ	同		2,156 千円	108 円
管理職手当	4の(6)に同じ	同		1,739 千円	580 円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
38 人	32 人	6 人	15.8 %

(参考) 定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	6人 15.8%

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
職員数	38	31	29	27	26		32
増減		7	2	2	1	12 (200.0%)	6

- (注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。